

42
E
1

昭和三十八年度
竹島関係綴

疎外関係綴

竹島関係綴

広報文書課

昭和28年

大分類	42
小分類	E
簿番	1
冊数	1

第1種格納番号
5340
冊の内

陳情書 大正九年四月 日 (省略)

官有地借用額 大正十年四月二日付 (省略) 竹島漁業聯合會社 中井善三郎
竹島土地使用方法 大正十年四月二日付 (省略)

官有地借用額 大正九年四月二十九日付 (省略) 大正十年七月一日 大正十五年六月
竹島土地使用方法 大正九年四月二十九日付 借用主 竹島漁業聯合會社
代表社員 中井善三郎

海防漁業許可額 (大正十四年八月 日) 自大正十五年六月
至大正二十年五月

知事 別府 総太郎宛
出願者 中井善三郎
全上 橋岡忠重

陳情書 (大正十四年八月 日) (省略)

尚本前田許可相受けたる共同人周吉郡西郷町大字西町加藤重造儀死亡仕り候ニ
就キ今人又除キ出願仕候奈何卒上記の事情御賢察ノ上速カニ御許可相成候様此段
陳情仕候也
中井善三郎
橋岡忠重

受第一三号 大正十五年三月十六日
隠岐島内 島根県土木技手 万田治吉

竹島漁業聯合會社
代表者 中井善三郎 殿

国有地使用期限満了手続ノ件
大正十四年十二月十四日受第一三号ヲ以テ首標ノ件ニ付本年二月中ニ於テ返還又ハ
継続ノ手続相成様申進置候処其後何等ノ所置無之甚カ不都合ノ次第ニ有之矣奈ニ急相
当手続履行相成度重テ申進候也

追而相当手続ナキ場合ハ四月一日ニ於テ構造物取除キ原形ニ復シ實地返還セシムヘ
キニ付為急申進候也
尚右手続ハ期満了前二十日以内ニ履行スヘキ果令ニ付既ニ遷延シタル今日ニ於テ
ハ相当ナル理由書添付ノ上願出相成度候

大正十五年三月十七日
竹島漁業聯合會社
代表者 中井善三郎

隠岐島内
島根県土木技手 万田治吉 殿

昨十六日受第一三号ヲ以テ御照会相成矣国有地使用ノ件別紙ニ通継続借用出願仕候